

令和7年（2025年）

第2回可児市議会定例会議案

令和7年6月5日

## 目 次

承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	3
	可児市税条例の一部を改正する条例	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	9
	可児市都市計画税条例の一部を改正する条例	
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	12
	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第38号	令和7年度可児市一般会計補正予算（第1号）について	15
議案第39号	令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	15
議案第40号	令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について	16
議案第41号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第42号	可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第43号	可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第44号	請負契約の変更について	29
議案第45号	財産の取得について	30
議案第46号	財産の取得について	31
議案第47号	財産の処分について	32

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によって納税者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によって納税者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所</p>

在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。））第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。

(5) (略)

(種別割の税率)

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（三に掲げるものを除く。） 年額 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

三 (略)

在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。））第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。

(5) (略)

(種別割の税率)

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

三 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

ホ (略)

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

第64条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただし、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を必要とする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第65条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下この項におい

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

第64条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただし、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、減免を必要とする理由を証明する書類の添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第58条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第65条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下この項におい

て「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の記載を省略して申請することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

て「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下この項及び次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、前年度の軽自動車税の減免を受けている者が、同一の事由により減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードの提示並びに次の各号に掲げる事項の記載を省略して申請することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17及び18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17及び18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

<u>14</u> (略)	<u>15</u> (略)
<u>15</u> (略)	<u>16</u> (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第58条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例

可児市都市計画税条例（昭和63年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 第1条の3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする</p>	<p>付 則 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 第1条の3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする</p>

る者がすべき申告)

第1条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項から第34項まで、第38項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

る者がすべき申告)

第1条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項から第33項まで、第37項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当	(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当

該合算額が650,000円を超える場合においては、基礎課税額は、650,000円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保

該合算額が660,000円を超える場合においては、基礎課税額は、660,000円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保

<p>険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>295,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>545,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>305,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>560,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>2及び3 （略）</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第38号

令和7年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

令和7年度可児市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第39号

令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

議案第40号

令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正  
予算（第1号）について

令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1  
号）を別冊のとおり定める。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

議案第41号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、可児市公告式条例（昭和30年可児町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を可児市公告式条例（昭和30年可児町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第</u></p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車</p>

185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第19条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第23条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに別に定める様式により申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するも

について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第19条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第23条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに別に定める様式により申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するも

のを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の5の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)並びに第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内

のを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3の2第1項第3号及び第23条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の5の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)並びに第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内

に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第23条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下こ

に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第23条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所

の条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

付 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の2 (略)

を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

付 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第17条の2の2 令和8年4月1日以後に第67条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第67条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第68条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第69条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第67条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原

料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1

	<p><u>グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第68条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第68条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第17条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日  
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第19条の3及び第23条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3の2第1項第3号及び第23条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第23条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新条例第23条

の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第23条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の可児市税条例（以下「旧条例」という。）第23条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第23条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第23条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第23条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第23条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第17条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、可児市税条例第67条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第69条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第17条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 可児市税条例第69条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第17条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第17条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第42号

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可児市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）				
体育施設名・使用区分		利用料金区分	利用料金 （1時間につき）	照明利用 料金（1時間につき）	体育施設名・使用区分		利用料金 （1時間につき）	利用料金 （1日につき）
		利用料金区分	利用料金 （1時間につき）	照明利用 料金（1時間につき）			利用料金 （1時間につき）	利用料金 （1日につき）
可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,320円	3,080円	可児市運動公園グラウンド	市内の使用者	東面使用	770円	5,390円
	2分の1面使用	660円	1,540円		西面使用			
塩河公園グラウンド	全面使用	660円	1,540円	上記以外の場合	東面使用	1,540円	10,780円	
広見市民グラウンド					西面使用			
姫治市民グラウンド				照明（東面）	1,540円	/		
坊主山市民グラウンド				照明（西面）				
かに木曾川左岸公園グラウンド								
(略)				(略)				
(略)				(略)				
(略)				(略)				

(略)		(略)			
利用料金・使用者区分		(略)			
体育施設名・使用区分		体育施設名・使用区分			
可児市B&G海洋センター	(略)	可児市B&G海洋センター	(略)		
備考 1～6 (略)		利用料金区分		利用料金 (1時間につき)	照明利用 料金(1時間につき)
		体育施設名・使用区分			
		塩河公園グラウンド	全面使用	660円	1,540円
		広見市民グラウンド			
		姫治市民グラウンド			
		坊主山市民グラウンド			
かに木曾川左岸公園グラウンド					
備考 1～6 (略)		備考 1～6 (略)			

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第43号

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第75  
号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日 <u>（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の平日）</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、午前9時から<u>午後6時</u>までとする。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日</p> <p>(2) <u>毎月第1水曜日</u></p> <p>(3) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。）</u></p> <p>(4) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、午前9時から<u>午後5時</u>までとする。</p>

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、午前8時30分から午前9時まで及び午後6時から午後9時30分までの間において使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、午前8時30分から午前9時まで及び午後5時から午後9時30分までの間において、開館時間を変更することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第44号

請負契約の変更について

令和6年6月14日議決による可児市運動公園グラウンド施設整備工事の請負契約（令和6年議案第56号）中、契約の金額「293,576,800円」を「322,643,200円」に変更する。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

議案第45号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

- |   |     |                                       |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 物 品 | 移動式排水ポンプ（1式）                          |
| 2 | 方 法 | 指名競争入札                                |
| 3 | 価 格 | 49,060,000円                           |
| 4 | 相手方 | 岐阜市金園町三丁目25番地<br>株式会社ウスイ消防 代表取締役 白井 潔 |

議案第46号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

- |   |     |                                       |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 物 品 | 消防ポンプ自動車（1台）                          |
| 2 | 方 法 | 指名競争入札                                |
| 3 | 価 格 | 24,310,000円                           |
| 4 | 相手方 | 岐阜市金園町三丁目25番地<br>株式会社ウスイ消防 代表取締役 白井 潔 |

議案第47号

財産の処分について

次のとおり土地を処分する。

令和7年6月5日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 土地の所在地、地目、地積  
可児市あけち5番、宅地、9,330.24㎡  
可児市あけち6番、宅地、31,793.02㎡  
可児郡御嵩町顔戸字尻無216番1、宅地、3,448.80㎡  
可児郡御嵩町顔戸字尻無222番1、宅地、3,508.99㎡
- 2 目的 可児御嵩インターチェンジ工業団地の工場用地の分譲
- 3 方法 公募選定による随意契約
- 4 価格 1,658,796,225円
- 5 相手方 大阪府大阪市城東区今福西二丁目4番7号  
牛乳石鹼共進社株式会社 代表取締役 宮崎 悌二

